

(3)制度、保育サービス、保育者

小宮山潔子

1. ドイツの保育制度の概要

ドイツの保育制度を規定する法律は、児童青少年援助法 (Kinder- und Jugendhilfegesetz, KJHG, 1991年1月1日施行) であるが、これは連邦として大枠を定めたもので、各州はこれをもとにそれぞれ独自の法律を制定して運用している。「地方分権」はドイツの保育制度の大きな特徴の一つである。ドイツで地方分権が定着している背景として、ナチス時代の中央集権体制と、そこから生じた結果に対する強い反省があるといわれる。

保育制度を連邦レベルで所管しているのは、連邦家庭・高齢者・女性・青少年省

(Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend) である。つまり、文部省ではなく、日本の厚生省にあたる部局が保育関係全体を管轄している。このような「幼保一元化」もドイツの保育の特徴の一つである。子どもの養護、保育、教育を総合して考え得るということは、行政的にも、子ども時代全体という単位で柔軟に方策をたてやすいと考えられている。保育園と幼稚園は目的を異にして並列する施設ではなく、年齢別の保育施設なのである。その他、学童保育所、両親がイニシアティブをとって設立した保育グループ、年令混合グループ、家庭託児保育など様々な保育形態が存在する。

各州は連邦法をもとに独自の州法を定めて保育行政を行なっている結果として、保育サービスにも州による相違が大きい。加えて、都市と地方との相違もみられる。毎年、各州の担当大臣が連邦の監督省に集まって会議が開かれるが、各州で異なっている状況に対する否定的な見解はみられないようである。

ドイツの保育政策を考える際には、子どもは家庭で母親によって養育されることがよいとする伝統的な家族観が強固であったことを抜きにすることはできない。家庭での育児を

尊重するという立場では、日本の保育ママによる保育に似た家庭託児保育も根強く、また、育児手当、育児休暇の普及もなされている。

しかしながら、特に近年、核家族化の進行や女性の社会進出の増加は、他の先進諸国同様、ドイツの社会を大きく変え、それに伴って保育サービスの充実を望む声も高まってきた。旧西ドイツ地域の保育施設整備の状況を見ると、近年の伸びは顕著とはいえ、対応が後手にまわる観もある。しかし、1996年以降、幼稚園全入の方針が定められたことは特筆に値する。

一方、旧東ドイツ地域においては乳児期からの全日保育施設の整備が進んでいたといわれるが、その背景として、労働力不足から女性の就労が自明のことであったことや、乳幼児期からの社会主義の思想教育を行なうために子どもたちが保育施設に集まっていることが都合がよかったことなどがいわれている。しかし、1990年の統一後、状況は大きく変化した。東側が西側に吸収されるという形の統一であることは、東側の保育制度を西側の形に変更することとなった。教育から保育へ、教師から保育者へ、画一的保育から自由保育へ、保育費国庫負担から保育費自己負担へなど、多くの混乱が生じた時代を経て、新生ドイツへの道が整ってきたというところである。

統一直後の1991年において、旧東ドイツの9歳以下の子どもを持つ母親の95%は仕事に従事していた。そのうちフルタイムの従業者は70%である。この高い就業率は旧西ドイツの状況と強いコントラストをみせている。旧西ドイツにおいては同じ時期、半数の母親が仕事を持っていたが、そのうちフルタイムの仕事に従事していたのは18%のみである。しかし、それ以後、旧東ドイツの各州を強い失業の波が襲ったのは周知のとおりであり、2年後の1993年の時点での旧東側の、9歳以下の子どもを持つ母親の就業率は69%に低下し

ている。

歴史的にふりかえると、ドイツにおける保育施設は19世紀半ばの教会や各種の自由な私的団体による育児施設にその源を持つ。これらが原型となって発展してきたものが現代の保育施設であり、伝統的に多くが私立である。行政側としては私的な施設運営者の意向を尊重し、私的なものだけでは欠けるところを公的なもので補うという、助成説の原理をとっており、私立の施設運営者に公立よりも優先権を与える考え方を持続させている。私立にも自治体からの補助金が交付されて、公立、私立が仲良く共存する状態が続いているといえる。

2. 保育サービスについて

(1) 保育サービスの種類

ドイツの通園保育施設をみると

- ・3歳未満児のための保育所 (Kinderkrippe)
- ・3~6歳児の通う幼稚園 (Kindergarten)
- ・6~12歳児が放課後通う学童保育所 (Kinderhort)

が三本柱である。保育所と幼稚園は年齢別の施設であり、3歳以上の子どもの通う保育所は存在しない。この三施設(時には二施設)を一ヶ所にまとめたものがあり、児童通園施設 (KITA、Kindertaegesstaette) とよばれる。これは、3歳になった保育園児が幼稚園に移る必要がなく、また、小学校に入学した児童が放課後に今までと同じ保育施設に通えるという利点がある。年齢混合クラスの構成などにより、核家族化、少子化による子どもたちの人間関係体験の不足を補う可能性もある。保育内容に関しても長期的計画をたてやすい長所が指摘される。KITAは比較的大都市に多くみられ、特にベルリンにおいては保育施設はKITAに収斂していく傾向がある。

その他、両親同士がイニシアティブをとって設立した保育グループも各地にみられる。自治体も奨励し、登録に足る条件を満たせば青少年福祉協会から財政的支援もされる。背景には保育所不足もあるが、両親の望む保育形態の実現をめざすものや、両親同士の交流の場から発展するものもある。このグループ保育の盛んなところとしてベルリンがあり、1994年の統計で約460のグループが登録されている。

乳幼児を家庭と類似した環境で保育しようとするのが、家庭託児保育 (Familiientagespflege) のシステムである。日本の保育ママに相当すると言える。この制度の存続には、1970年代以降、連邦で広くモデルプロジェクトを遂行した結果、3歳以下の子どもの家庭託児保育と施設保育とは同価値で二者択一であるべきとの認識が示されたことが大きく影響した。いわゆる保育ママ (Tagesmutter) には資格等特別な認可はなく、直接両親と交渉して仕事をしている。若干の州では家庭託児保育の取り決めを行なう団体に州の補助金が出る。保育ママの資質向上や公的な認知につとめる団体に連邦から補助金が出ることもある。

ドイツにおける小学校入学の年齢は6歳であるが、これは比較的柔軟に考えられる傾向があり、小学校における留年や就学延期は特殊なものではない。幼稚園から小学校へ移る時期にいくつかの特徴ある制度が存在することにはそのような事情もある。たとえば、5歳児用の就学前クラス (予備学年、Vorklasse) は小学校に設けられることが多く、ベルリン、ハンブルク、ニーダーザクセンなどにある。5、6歳児対象の2年間の入学準備課程 (Eingangsstufe) は幼稚園、小学校の双方にみられ、ヘッセン、バイエルンなどにある。いずれも、幼稚園から小学校への移行を円滑にすることをめざしたもので、幼稚園から保育士、小学校から教師が参加して共同活動を

している。これらの制度は幼稚園と併存しており、5歳児はどちらに通ってもいいわけであるが、連邦全体でこれらの施設に通う5歳児は全体の約5%といわれる。

一方、学校幼稚園 (Schulkindergarten) も長い歴史がある。これは、小学校入学の年齢に達しているが、就学に必要な発達の要件をまだ満たしていないとされる子どもが1年間通うものである。これは州によっては就学前クラス、準備クラス (Vorbereitungs-klasse)、育成クラス (Foerderklasse) などとよばれバイエルンとバーデン - ヴュルテンベルクを除いて、学校の施設である。

特殊幼稚園 (Sonderkindergarten) は障害のある子どものための施設であるが、バイエルンでは、それは特殊学校の学校準備施設 (Schulvorbereitende Einrichtung) となっている。

これらの伝統的な施設と並んで、新しい試みとして、バイエルン州では最近「子どもネットワーク」(Nets f*r Kinder) という保育システムが始まっている。この制度の特徴は、

- 12~15人の小さなクラスでの保育
- 2~12歳の年齢混合クラスでの保育
- 運営や保育への両親の参加

である。これらはいずれも従来の制度の不備を補う視点と評価され、急速に設置数を伸ばしてきた。これは既存の各施設と併存するものであり、両親は多くの保育サービスの中から我が子に最適と思えるものを選ぶ。「子どもネットワーク」は州が音頭をとって行政主導で始まったものであるが、以後、設立主体は、保育士、保育施設運営者、両親などさまざまであり、賛同者の広がりを行政が援助するというかたちをとっている。1993年に始まり、1998年現在グループ数は150である。

「子どもネットワーク」の出現は、地方分権が徹底していると行政も小回りがきいて地方の特色を生かしたサービスが実現されやす

いという例であろう。そして、幼保一元化がなされていると、子ども時代を総合的にとらえた保育サービスが実現しやすいといえるのではないか。

(表1)に各種の保育施設の様子を概観して示す。

(2) 施設数、定員、充足率

1996年1月1日以降、ドイツでは3歳になったすべての子どもは幼稚園入園について法律上の請求権を持つこととなった。幼稚園入園を権利として請求できることが法的に裏付けられ、各自治体にはその導入が義務付けられたのである。幼稚園定員数が該当年齢児数を下回っていた自治体は事態の早急な改善を迫られた。その結果、自治体によっては財政状態が緊張状態に突入してしまったところもある。この権利としての幼稚園入園の請求を実現するための具体的な条件については激論が戦わされた。専門家たちは、現在の質的基準、たとえば、グループの大きさや保育士の配分の割合、園内の設備といったものを低下させなければならないのではないかとおそれたのである。ほかにも、「2クラスの施設」が広まるおそれが心配された。これは、ただ該当の家族のためだけにあえて作る小さな施設である。

様々な問題が考慮されたが、ドイツではほぼ幼稚園全入を果たしてきた。質的基準の保証が今後の最重要課題であるとされている。

保育所と学童保育所の定員については今だに不足気味である。幼稚園は広く社会に認知されている一方で、保育所並びに学童保育所は非常事態への救済策という見方が相も変わらず残っていると云わざるをえない。

保育所に関して言えば、専門家や、そしてまた両親においても、子どもの発達にとって大きな刺激となり、社会的な力を伸ばすという面でも意味のある施設だという見解が認められている。にもかかわらず、児童政策、家

族政策において肯定的な立場を得られているとは言いきれない。就学児童を持つ母親の就業率の上昇により、学童保育所の不足も近年大きな議論を呼ぶテーマとなっている。

3歳未満児は家庭ないし家庭的な雰囲気の中で育てることがよいという考え方もあるかもしれない。それに対応する政策が、育児手当や育児休暇の普及であり、家庭託児保育であることを思えば、保育所定員の不足を、保育政策の遅れとすぐ結びつけることはできない。しかしながら、保育所入所の希望を満たさきれていないことは今後の大きな課題となっている。

ドイツの小学校で学ぶ時間は平均一日4~5時間であり、他のヨーロッパ諸国に比較しても短い。「半日学校」の長い伝統にもかかわらず、児童のための午後の施設の設置はなかなか進んでいない。幼稚園入園を権利として請求できるとしたことから発展して、学童保育所の議論の背景にも同様の考えが出てきている。同時に、就学児童の世話には多様な選択肢がないわけではない。たとえば、年齢混合の昼間保育施設であるKITAへの入所や小学校や幼稚園の施設の利用などである。それでも、学童保育所の不足は解決されていない。

(表2)~(表4)に、0~3歳、3~6歳、小学校期のそれぞれの子どものための保育施設の定員及び充足率を各州別に示す。

(表5)に、両親がイニシアティブをとった保育グループの施設数と定員及びそれらの全体への割合を示す。

(3) 施設運営者

旧西ドイツの保育施設には伝統的に公立よりも私立の方が多かった。設置数は大まかに言って私立70%、公立30%であった。旧東ドイツにおいてはほとんどが公立であったことが知られている。私的な運営者は様々であるが、宗教関係の数が多し。主なものを挙げると、新教社会奉仕団などプロテスタン

ト系、カリタス教会などカトリック系、ドイツパリティッシュ福祉事業団、労働者福祉団、ドイツ赤十字、青少年グループなど青少年団体、ユダヤ人中央福祉所など各種宗教系、企業、各種の法人や連盟などがある。

(表6)に保育所、幼稚園、学童保育所における施設運営者別の定員数を開所時間とともに示す。

(4) 開所時間

ドイツの保育施設の開所時間は実に様々であると言える。州によっても様々であるが、たとえば保育所の開所時間を見ても、何時から何時まで最高何時間までといった取り決めが多く、同一施設内でも子どもの滞所時間は一定ではない。

全日とは文字通り丸一日で合計8時間とか10時間である。保育所においては時間的にはベルリンの19時30分までが一番遅く、それ以後のものはない。滞所時間の最長はベルリンやハンブルクの12時間である。開所時間の規定を持たず、必要に応じて、と柔軟に対処している州もあるので、実質的な時間は少し前後することもあるかもしれない。学童保育所ではラインラント-プファルツの最長20時までという規定がある。シュレスビヒ-ホルシュタインでは施設運営者に開所時間に関する決定権を与えている。

ドイツの保育施設では早朝保育をするところがある。その場合、小学校児童であると、子どもはまず、たとえば朝6時に学童保育所に行き、そこから小学校に登校し、放課後にまた学童保育所に戻るといった形になる。旧東ドイツにおいては、家庭よりも保育所で過ごす時間の方が長い子どもが多い例が指摘されていた。

中断のある全日とは、昼食時には帰宅して家庭で食事をし、午後また保育施設に戻るというものである。

半日保育の多くは午前中のみ、あるいは午

前中から午後2時位までを幼稚園などで過ごすのであるが、昼食のつくものとつかないものがある。昼食のつかない場合、自宅で食事をしたのち、また幼稚園などに戻って1時間程度を過ごすものもある。

(表7)～(表9)に、0～3歳児、3～6歳児、小学校児のための保育施設の開所時間の規定を、グループの大きさと保育者割り当て率の規定と共に示す。

(5) 保育料

助成説の原理に照応して各保育施設には公的な補助金が与えられている。

私立の保育施設には宗教系のものが多い。この場合、教会は個人に属しているのではなく、教会の経営も僧職者の給与も教会税があてられる仕組みがあり、保育施設も教区が経営しているので、施設の運営を保育料に全面的に依存するというにはならないですんでいる。施設運営のためにはその他、経営団体の基金や寄付金などもあり、保護者から徴収するのは保育料の20%前後であり、額は州によって様々である。保護者の収入によって段階制を設けていることが多い。多くの場合、子どもの年齢や全日保育か半日保育かの違い、きょうだいの就園の有無なども考慮される。

公立であれ私立であれ、自治体は運営の責任を持ち、補助金の基準を設けている。定期的に、人的配置、建物の状態、安全性、保育内容などについて調査し、結果を補助金に反映させる。この公的補助金は保育料の50～80%を占めるといわれる。

人件費、物件費などの運営費、両親の負担金などに関して若干の州の規定をみると、たとえば、ニーダーザクセン州の場合、州が保育専門職にかかる費用の20%を出す。これは、障害を持つ子どもとの統合グループで高度な教育を受けた専門職を雇用している場合、100%になる。さらに統合グループに2人めの専

門職がいれば、その人件費の25%が支払われる。施設経営者は残りの人件費及び物件費などを負担する仕組みである。一方、両親の負担金は施設運営者により両親の状況に応じて段階的に取り決められている。考慮されるのは親の収入と子どものきょうだいの有無である。その結果、両親の負担額は保育所で、ゲッティンゲンの場合月額0～909マルク、ハノーバーの場合0～654マルクである。幼稚園では、全日の場合0～550マルク、半日の場合0～330マルクである。学童保育所に関して州独自の規定はないが、実際は0～576マルクの両親負担になっている。

ラインラント・プファルツ州をみると、施設の物件費は施設運営者が100%負担している。保育者等の人件費は州が30%、青少年局が30%、施設運営者が15%、両親が20%である。人件費の0.8%は保育者の継続教育や専門に関する研修に用いることが認められている。両親の一カ月の負担額は、幼稚園は前述のように20%であるが、保育所と学童保育所は両親の負担を人件費の55%まで認めている。その場合、収入と子どもの数が考慮される。幼稚園でも子どもが多い場合には両親負担金は減額され、子どもが4人以上になると無料になる。ちなみに幼稚園で全日の場合の両親の負担額は、子ども一人の場合135～153マルク、子ども二人の場合90～102マルク、子ども三人の場合45～51マルク、子ども四人以上の場合無料となっている。学童保育所の場合は、45～437マルクである。

3. 保育者

ドイツの保育施設で働く保育者の教育や資格は様々である。資格や養成課程に連邦で統一した規定はないが、保育士(Erzieherin/Erzieher)が保育施設における最大の勢力である。保育者養成教育は児童青少年福祉関係の仕事に携わる人材を養成する教育の中に広く組み込まれている。

保育施設従事者の資格の各施設での割合、それらの資格を得る学校や教育の内容、学校での授業科目の例などを（表10～12）に示す。

（表11）に示した様々な職業教育の課程は、組織上お互いに関わりがない。別の職業資格を得たいと思えば、その都度その教育課程を終えなければならない。ここ10年来、この教育構造に対して改革の必要性が言われてきた。現実には、それぞれの教育の境界が明確であることが、他の資格を得るための学校への移行や、継続教育を受ける可能性やを狭めてしまう。その結果、今日では保育の現場において職業資格による明確なヒエラルキー構造が出来上がっている。どの職業教育の終了資格を持つかによって、到達できる仕事や地位、報酬などが決まる。教育課程のより高いものを望む人がいるのは、そうすればするほど仕事の可能性も広がり、現場での地位も高くなるということがあるからである。

専門家たちの間では、保育施設に就職できる資格を与える教育を全体的に見なおそうとする動きがある。たとえば、お互いの内容の調整、職業教育と継続教育の関連、相互交流のある流動的なシステムの構築などが話し合われている。改革のための提言として、一つの職業教育の場で段階的に資格を得ることのできる制度や、様々な科目の互換性を基礎に置いた継続教育の見直しなどが言われている。

現実の制度をみると、これらの職業教育に関して、連邦の16州をその支配下に置く単一の規則というものはない。各州が独自の州法で教育課程について定めている。

この状況は1990年以来、旧東側の各州にも該当することになった。旧東ドイツにおいては、保育関係の職業教育は明白に他の教育と分けられ、単一で組織されていた。つまり、保育士、幼稚園教師、学童保育所教師と、別々の職業教育の場が設けられていた。ただ、

学童保育所教師は制限つきであるが小学校の授業をする資格を持っていた。統一の結果、この職業教育の制度は旧西ドイツの制度に適合することとなり、今日どの州においても、保育所のみとか、幼稚園のみとかといった、単一の職場にのみ限定された職業教育は存在しない。

ドイツにおける保育者養成は、終了した学校の種類による職場での序列化を指摘されることはあっても、保育関係だけでなく広い分野に適應できる人材の育成をめざして、他の教育的、社会教育的分野で働く資格にも通用していることを特徴としている。その結果、（表10）にみるように、一つの保育施設に保育士、保育助手、社会教育士、養護教育士など様々な人々がともに働くという形が続いてきている。

職業教育に関する協議は、連邦レベルでは連邦 - 州 - 委員会(Bund-Länder-Kommission)において全体的な枠組みが取り決められるが、それは各州固有の事情に対応できる余地を多く残すものになっている。

参考文献

Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend. 1997 Die Familie im Spiegel der amtlichen Statistik.

Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend. 1996 Kinder in Tageseinrichtungen und Tagespflege.

Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend. 1996 Kinder- und Jugendhilfegesetz (Achstes Buch Sozialgesetzbuch)

Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend. 1998 Statistische Angaben zur Tagesbetreuung von Kindern in der Bundesrepublik Deutschland.

David, T. 1993 Educational Provision f

for our Youngest children: European Perspectives. Paul Chapman

Deutsches Jugendinstitut e.v. 1998 Tageseinrichtungen für Kinder
Pluralisierung von Angeboten.

小宮山潔子 1997「主要国の保育の現状-ドイツ」、「ドイツの保育の課題-東西統一後の変動する保育の実情について」日本保育学会編『諸外国における保育の現状と課題』世界文化社

Oberhuemer, P. & Ulich, M. 1997 Kinderbetreuung in Europa-Tageseinrichtungen und Pädagogisches Personal. Beltz

Statistisches Bundesamt 1994 Sozialleistungen (Fachserie 13)
Tageseinrichtungen und Tagespflege.

(表1) 0~14歳の子どものための保育施設

1994年の数字。連邦統計局 1996

施設	子どもの年齢/ 対象年齢児に対する供給の割合	開園時間	経営主体	所管
保育園	0~3歳 3歳以下の子ども の6.3%が 入園できる数	全日保育	公立 あるいは 私立	社会、青少年 担当省 ほか類似の省
幼稚園	3~6歳 3~6歳児の 90.7%が入 園できる数	多様である 午前保育 昼の中断を含 んで14時頃 まで 全日保育 など	私立 あるいは 公立	社会、青少年 担当省 ほか類似の省
年齢混合児童 通園施設 (KITA)	4ヶ月~6歳 (ノルトライ ン・ウェストフ アーレン) 3~12歳 (モデル施設)	大部分全日保育	私立 あるいは 公立	社会、青少年 担当省 ほか類似の省
就学前クラス/ 学校幼稚園	5歳 就学前クラス 1.7%(1990年 旧西ドイツ) 学校幼稚園 1.7%(1990年 旧西ドイツ)	午前中	公立 (バイエルンと バーデン・ヴェ ルテンベルクを 除く)	教育省 ほか類似の省
学童保育所	6~10歳ないし 6~12/14歳 6~10歳の 11.6% 6~12歳の 7.9%	下校後 (時に登校前) 通常 17:00 まで	公立 あるいは私立	社会、青少年 担当省 ほか類似の省
家庭託児保育 (保育ママ)	0~3歳 (時にはもう少 し年長児も) 0~3歳児の 1.8%(1990年、 旧西ドイツ)	個別交渉による		社会、青少年 担当省 ほか類似の省

(出典) Oberhuemer/Ulich(1997) 『Kinderbetreuung in Europa』 Beltz S.88

(表2) 3歳以下の子どもに対する保育施設定員及び充足率

(1990/91 及び 1994)

州	1994		1990/91	
	3歳以下の 子ども用定員	充足率	3歳以下の 子ども用定員	充足率
バーデン-ヴュルテンベルク	4,318	1.2	3,881	1.1
バイエルン	4,136	1.0	3,414	0.9
ヘッセン(西)	12,039	19.1	11,764	17.9
ブレーメン	1,218	6.4	390	2.0
ハンブルク	5,655	11.9	4,699	9.8
ハッセン	3,946	2.1	3,333	1.8
ニーダーザクセン	3,909	1.5	3,960	1.6
ノルトライン-ヴェストファーレン	8,884	1.5	5,115	0.9
ラインラント-プファルツ	1,186	0.9	696	0.5
ザールラント	545	1.7	259	0.8
シュレスヴィヒ-ホルシュタイン	1,228	1.4	642	0.7
旧西ドイツ	47,064	2.2	38,153	1.8
ヘッセン(東)	12,766	54.4	28,698	70.1
ブランデンブルク	21,292	54.1	49,941	64.6
メクレンブルク-フォアポムメルン	11,507	39.0	30,584	50.0
ザクセン	23,592	32.8	69,014	51.9
ザクセン-アンハルト	19,553	42.9	36,086	43.4
テューリンゲン	14,979	36.4	40,957	54.0
旧東ドイツ 及び 東ヘッセン	103,689	41.3	255,280	54.2
ドイツ全体	150,753	6.3	293,433	11.2

(出典) Statistisches Bundesamt(1996) „Einrichtungen und tätige Personen in der Jugendhilfe“ von 1990/91 und 1994

(表3) 3～6歳の子どもに対する保育施設定員及び充足率

(1990/91及び1994)

州	3～6歳の子ども用定員		3～6歳の子ども数		充足率	
	1994	1990/91	1994	1990/91	1994	1990/91
バーデン-ヴュルテンベルク	395,714	335,688	366,628	323,027	107.9	103.9
バイエルン	366,473	262,457	416,381	364,777	88.0	71.9
ヘッセン	88,206	101,927	106,577	113,709	82.8	89.6
西ベルリン	38,991	38,838	64,970	59,869	60.0	64.9
東ベルリン	49,215	63,089	41,607	53,840	118.3	117.2
ブランデンブルク	93,814	130,056	79,207	104,558	118.4	124.4
ブレーメン	15,032	11,962	19,691	17,894	76.3	66.8
ハンブルク	28,964	21,391	48,839	41,903	59.3	51.0
ハッセン	176,578	152,741	193,441	169,774	91.3	90.0
メクレンブルク-フォアポメルン	65,491	87,772	60,354	83,405	108.5	105.2
ニーダーザクセン	198,741	133,422	265,623	227,240	74.8	58.7
ノルトライン-ヴェストファーレン	450,615	406,024	613,074	546,610	73.5	74.3
ラインラント-プファルツ	144,938	116,837	137,028	119,836	105.8	97.5
ザールラント	33,873	30,438	34,699	32,144	97.6	94.7
ザクセン	157,243	199,551	132,733	172,431	118.5	115.7
ザクセン-アンハルト	93,106	106,489	83,434	108,568	111.6	98.1
シュレスヴィヒ-ホルシュタイン	68,904	42,229	91,074	78,041	75.7	54.1
テューリンゲン	93,996	126,349	75,837	101,001	123.9	125.1
旧西ドイツ	1,918,823	1,552,027	2,251,448	1,981,115	85.2	78.3
旧東ドイツ及び 東ベルリン	552,865	713,306	473,172	623,803	116.8	114.3
ドイツ全体	2,471,688	2,265,333	2,724,620	2,604,918	90.7	87.0

(出典) Statistisches Bundesamt (1996) „Einrichtungen und tätige Personen in der Jugendhilfe“ von 1990/91 und 1994

(表4) 小学校期の子どもに対する保育施設定員及び充足率

(1990/91 及び 1994)

州	1994		1990/91	
	6～10歳の子 どもに対する定員	充足率	6～10歳の子 どもに対する定員	充足率
バーデン-ヴュルテンベルク	13,125	2.8	12,287	2.96
バイエルン	24,990	4.8	27,740	5.79
ヘッセン(西)	22,392	27.3	23,788	30.15
ブレーメン	4,044	16.3	3,540	15.28
ハンブルク	12,703	21.2	10,837	20.29
ハッセン	17,700	7.2	16,575	7.42
ニーダーザクセン	10,091	3.0	9,698	3.27
ノルトライン-ヴェストファーレン	29,950	3.9	27,368	3.92
ラインラント-プファルツ	5,013	2.8	4,430	2.83
ザールラント	997	2.2	997	2.38
シュレスヴィヒ-ホルシュタイン	4,770	4.2	4,480	4.45
旧西ドイツ	145,775	5.1	141,740	5.52
ヘッセン(東)	57,639	80.7	42,512	60.36
ブランデンブルク	93,830	65.6	92,242	62.57
メクレンブルク-フォアポメルン	49,692	45.3	49,219	42.87
ザクセン	121,925	52.9	107,555	44.75
ザクセン-アンハルト	71,371	49.4	-	-
テューリンゲン	91,100	67.8	-	-
旧東ドイツ及び 東ヘッセン	485,557	58.2	291,528	50.87
ドイツ全体	631,332	17.2	433,268	13.80

(出典) Statistisches Bundesamt (1996) „Einrichtungen und tätige Personen in der Jugendhilfe“ von 1990/91 und 1994

(表5) 両親がイニシアティブをとった保育グループ - 施設と定員

(1994.12.31)

州	保育施設 総計	両親主導保育グループ		定員総計	両親主導保育グループ の定員	
		施設数	割合		定員	割合
バーデン -ヴュルテンベルク	6,926	369	5.3	413,157	12,406	3.0
バイエルン	6,385	199	3.1	395,599	5,905	1.5
ヘッセン	2,037	479	23.5	151,290	9,536	6.3
東ヘッセン	864	16	1.9	77,868	492	0.6
西ヘッセン	1,173	463	39.5	73,422	9,044	12.3
ブランデンブルク	2,424	24	1.0	208,936	1,219	0.6
ブレーメン	374	104	27.8	20,294	1,996	9.8
ハンブルク	783	145	18.5	47,322	4,369	9.2
ハッセン	3,328	287	8.6	198,224	5,456	2.8
メクレンブルク -フォアポンメルン	1,504	40	2.7	126,690	1,703	1.3
ニーダーザクセン	3,314	346	10.4	212,741	8,600	4.0
ノルトライン -ウェストファーレン	7,815	715	9.2	489,449	23,848	4.9
ラインラント -プファルツ	2,195	48	2.2	151,137	1,404	0.9
ザールラント	485	10	2.1	35,415	338	1.0
ザクセン	3,929	35	0.9	302,760	1,873	0.6
ザクセン-アンハルト	2,010	9	0.5	113,730	456	0.4
シュレスヴィヒ -ホルシュタイン	1,393	195	14.0	74,902	6,188	8.3
テューリンゲン	1,721	-	-	111,075	-	-
旧西ドイツ	34,171	2,881	8.4	2,111,662	79,554	3.8
旧東ドイツ 及び東ヘッセン	12,452	124	1.0	941,059	5,743	0.6
ドイツ全体	46,623	3,005	6.5	3,052,721	85,297	2.8

(出典) Statistisches Bundesamt (1996) Statistik der Jugendhilfe – Fachserie 13.

Reihe 6.3.1 Tageseinrichtungen für Kinder

(表6) 保育所、幼稚園、学童保育所における施設運営者別の定員数と開所時間

(1994.12.31)

施設	保育園		幼稚園		学童保育所		計	
	定員	%	定員	%	定員	%	定員	%
公立	109,420	72.6	1,093,073	44.2	544,111	86.2	1,746,604	53.7
全日 ¹⁾	104,178	69.1	555,160	22.5	480,219	76.1	1,139,557	35.0
半日 ²⁾	5,242	3.5	537,913	21.8	63,892	10.1	607,047	18.7
私立	41,333	27.4	1,378,615	55.8	87,221	13.8	1,507,169	46.3
全日 ¹⁾	33,661	22.3	305,535	12.4	72,497	11.5	411,693	12.7
半日 ²⁾	7,672	5.1	1,073,080	43.4	14,724	2.3	1,095,476	33.7
総計	150,753	100	2,471,688	100	631,332	100	3,253,773	100
全日 ¹⁾	137,839	91.4	860,695	34.8	552,716	87.5	1,551,250	47.7
半日 ²⁾	12,914	8.6	1,610,993	65.2	78,616	12.5	1,702,523	52.3

1) 昼食を含んで一日

2) 昼の中断をはさんだ午前と午後 並びに 昼食付きあるいは昼食なしの半日(午前あるいは午後)

東ベルリン、ザクセン-アンハルト、テューリンゲンの学童保育定員には学校内保育所を含む。

(出典) Statistisches Bundesamt (1996) Statistik der Jugendhilfe – Fachserie 13.

Reihe 6.3.1 Tageseinrichtungen für Kinder

(表7) 保育所における開所時間、グループの大きさ、保育者割当率

児童通所施設整備委員会構成資料(1997)と州の白書(1996)から作成

州	通常開所時間	グループの大きさ	保育所割当率
バーデン -ヴュルテンベルク	1997年1月1日より州の 幼稚園要綱に統一		規則なし
バイエルン	規定なし	8~12人	専門職1人+補助職1人
ベルリン	6時~18時の間の7~9時間 12時間以内で6時~19時30分	保育時間による	専門職1人/子ども6人/9時間 専門職1人/子ども7人/7時間
ブランデンブルク	8~10時間	最大10人	専門職1人/子ども7人 (1997.1.7~)
ブレーメン	ブレメンシュタット:13.25時間/週 ブレメンハーフェン:11.65時間/ 3才以下の子ども	最大8人	社会教育士1人/保育助手1人/グループ 両親主導グループの場合は 社会教育士1人/両親/グループ
ハンブルク	8~12時間	12~13人	専門職2人/子ども12人 (13市町村)
ヘッセン	規定なし	7~10人	1才以下:専門職1人/子ども8人 1~2才:専門職1人/子ども7人 2~3才:専門職1人/子ども10人
メクレンブルク -フォアポムメルン	10時間	規定なし	専門職1人/子ども6人
ニーダーザクセン	子どもの幸せと両親の希望 とを考慮してとりきめる	最大15人 (2才以下7人)	社会教育士1人+ 専門職1人/子ども最大15人
ノルトライン -ヴェストファーレン	3才以下の子どものための年齢 混合グループのあるKITAにおい て、7時~18時の間で最大8.5 時間	15人	専門職2人/子ども15人
ラインラント -プファルツ	必要に応じて柔軟に対処	8~10人	専門職2人
ザールラント	6時間	10人	専門職1人/子ども5人
ザクセン	9時間	最大20人	専門職1人/子ども6人
ザクセン-アンハルト	6時~18時の間の8時間	12~15人	専門職2.4~3人
シュレスヴィヒ -ホルシュタイン	全日の場合昼食つき最低6時間 平日5日は最低4時間	最大10人	専門職2人/子ども10人
テューリンゲン	6時~18時の間の10時間	最大8人	専門職1.6人 1才以下:専門職2人

(出典) Deutsches Jugendinstitut e.v. 1998

(表8) 幼稚園における開所時間、グループの大きさ、保育者割当率

児童通所施設整備委員会構成資料(1997)と州の白書(1996)から作成

州	通常開所時間	グループの大きさ	保育所割当率
バーデン -ヴュルテンベルク	1997.1.1の州の幼稚園 要綱による	規定なし	規定なし
バイエルン	最低週 30 時間	最大 25 人	保育士 1 人 + 保育助手 人/グループ
ベルリン	7~9 時間 最大 12 時間	10~12 人 半日:15 人	専門職 1 人/子ども 10 人/9 時間 専門職 1 人/子ども 12 人/7 時間 専門職 1 人/子ども 15 人/4~5 時間
ブランデンブルク	8~10 時間	最大 18 人	専門職 1 人/子ども 13 人/ 8~10 時間
ブレーメン	必要に応じて	20 人	子どもと時間に 応じて見積み
ハンブルク	8~12 時間(全日) 6~7 時間(中断のある全日) 4~5 時間(半日)	20 人 公立は 22 人 統合グループは 15 人	専門職 2 人/子ども 20 人 専門職 1.5 人/子ども 20 人 専門職 0.75 人/子ども 20 人
ヘッセン	規定なし	20~25 人	専門職 1 人/子ども 20~25 人
メクレンブルク -フォアポムメルン	10 時間	18 人	専門職 1 人/子ども 18 人
ニーダーザクセン	半日は 4 時間 全日は 6 時間	25 人	社会教育士 1 人 + 専門職 1 人/子ども 25 人
ノルトライン -ヴェストファーレン	幼稚園は 7 時間 KITA は 8.5 時間	幼稚園は 25 人 KITA は 20 人	幼稚園: 専門職 1 人/保育士 1 人 /子ども 25 人 Kita: 専門職 2 人/子ども 20 人
ラインラント -プファルツ	7 時間までの間で自由	20~25 人 全日は 22 人	専門職 1.75~2 人/ 子ども 15~20 人
ザールラント	6 時間	20~25 人	専門職 1 人/ 子ども 12~15 人
ザクセン	9 時間	規定なし	教育士 1 人/子ども 13 人
ザクセン-アンハルト	6 時~18 時の間 少なくとも 8 時間	12~18 人	専門職 1 人 補助職 1 人/ 子ども 18 人
シュレスヴィヒ -ホルシュタイン	4 時間 6 時間(全日)	20~25 人(2000 年まで) 18~20 人(2000 年まで)	専門職 1.5 人/グループ
テューリンゲン	10 時間	15~18 人	専門職 1.6 人/10 時間

(出典) Deutsches Jugendinstitut e.v. 1998

(表9) 学童保育所における開所時間、グループの大きさ、保育者割当率

児童通所施設整備委員会構成資料(1997)と州の白書(1996)から作成

州	通常開所時間	グループの大きさ	保育所割当率
バーデン -ヴュルテンベルク	学校内保育所は 少なくとも5時間 法的規定なし	20人	専門職2人
バイエルン	7時~18時	最大25人	教育専門職1人+教育補助 職1人/子ども25人
ベルリン	7時間/9時間 学校内保育所: 8~16時、6~18時	16人 20人	専門職1人 専門職1人
ブランデンブルク	5~6時間	規定なし 少なくとも4人の場合 あり	専門職0.8人/子ども15人
ブレーメン	10時~16時 必要に応じて 早朝、午後延長	全日最大20人。半日 や中断を含む全日に 別枠定員。	専門職1人/子ども20人
ハンブルク	6~18時	20~22人 (最大25人)	教育専門職1人/グループ
ヘッセン	規定なし	20~25人	専門職1人/グループ
メクレンブルク -フォアポムメルン	6時間	22人	専門職1人/グループ
ニーダーザクセン	7時間 7時30分~16時	最大20人	社会教育士1人+ 専門職1人
ノルトライン -ヴェストファーレン	7時間	20人	専門職2人/グループ
ラインラント -プファルツ	必要に応じて柔軟に決める。 17時まで。 最大20時まで。	15~20人	専門職1.5人/グループ
ザールラント	7時~18時	15~20人	専門職1人/子ども12人
ザクセン	6時30分~18時の中で 5時間 早朝学童保育の場合は6時間	規定なし	教育専門職0.8人 (早朝保育は0.9人)/子ども20人
ザクセン-アンハルト	8時間 学校内保育所:6~18時	18人 20~25人	専門職0.9人/子ども18人
シュレスヴィヒ -ホルシュタイン	施設運営者が決定	15~20人	専門職1.5人 /子ども15~20人
テューリンゲン	5.5時間 学校内保育所:6~18時	15~20人 20~25人	専門職1人(5時間の場合) 専門職1人

(出典) Deutsches Jugendinstitut e.v. 1998

(表 10) 保育施設で働いている人々の職業教育 1)、2) (1994)

職業教育 資格/職場	保育所 (0～3歳)	幼稚園 (3歳～就 学の始期)	学童保育 所 (6～15歳)	保育施設 全体	そのうち 統合施設 と障害児 施設	養護施設 ³⁾
保育助手	14.1%	15.9%	3.6%	5.9%	8.4%	1.9%
保育士	51.9%	53.9%	67.8%	63.6%	55.3%	32.8%
社会教育 士、養護教 育士	1.9%	1.8%	3.1%	1.7%	3.9%	13.0%
単科大学 終了の教 育学士、心 理学士 ⁴⁾	1.0%	1.1%	5.9%	1.1%	2.3%	8.9%
医学、療法 学士 ⁵⁾	6.1% ⁶⁾	0.9%	0.6%	2.1%	3.1% ⁶⁾	4.5% ⁶⁾
その他の 職業 ⁷⁾	11.2%	6.0%	7.5%	13.7%	9.8%	21.9%
現在教育 中	4.3%	8.3%	4.9%	3.1%	6.3%	5.7%
無資格	9.4%	12.1%	6.7%	8.6%	10.9%	11.3%
総数	5.673	204.979	19.959	364.868	58.115	70.483
そのうち フルタイム 女性 ⁸⁾	67.8% 99.0%	61.5% 98.7%	44.5% 94.4%	67.5%	63.2%	72.7%

1)連邦統計局の人員構成調査（1994年12月31日現在）による。

2)ここでは新旧連邦各州のデータをひとまとめにしている。

3)障害児ハイムを含む。

4)医者には医学士、療法士資格に含めるので、除く。

5)ここには以下のものも含めている：養護教師、養護保育士、養護保育助手、心理療法士、医師、小児看護婦、病児保育士、病児保育助手、看護婦、看護保育士、理学療法士、言語治療士など。

6)主力は小児看護婦

7)ここには教育学、社会学、社会教育学、医学、療法学以外の教育を受けた人々をすべてまとめている。主として施設運営の財政的、技術的側面を担う人々である。

8)この割合は主たる勤務が保育施設である人々をまとめたものである。

(出典) Oberhucmer / Ulich (1997) 『Kinderbetreuung in Europa』 Beltz S.93

(表 11) 職業教育と職場 注：この表では保育施設での主力3職種について示した。

その他の職種については(表 10)参照。

職名	職業教育構造/修了資格	職場
保育助手 Kinderpflegerin/ Kinderpfleger	資格の前提： 9年間の学校教育終了ないし同等の学力があると認められた者 教育： 通常2年間の職業専門学校 資格： 州認定の保育助手資格	保育施設 - 保育所 - 幼稚園 - 学童保育所 (助手として) さらに社会教育的、社会福祉的職場
保育士 Erzicherin/ Erzicher	資格の前提： - 少なくとも18歳 - 通常中等教育終了(10年間の就学後)ないし同等の学力があると認められた者 - 職業実践の経験。たとえば1~2年間の実習経験。あるいは職業教育修了。あるいは何年かの職業活動ないし同等のもの。 - 専門アヴィトゥアもしくはアヴィトゥアを取得した12~13年間の学校教育 - 長年自立して少なくとも一人の子どものいる家庭の家事をした経験 - 社会教育や社会福祉の分野での2年間の学校教育(社会活動に関する職業専門学校、社会活動助手資格) 教育：通常3年間。2年間の社会教育専門学校(バイエルンは社会教育専門アカデミー)+1年間の現場実習(すべての州というわけではない)。パートタイム(定時制)教育可。コレク(補習高等専門学校)(ノルトライン-ウェストファーレン)では加えてアヴィトゥア資格のために1年間長い。 資格：州認定の保育士資格	幼稚園 保育所 早期育成施設 両親がイニシアティブをとる施設 学童保育所 青少年余暇センター 青少年連盟活動 児童青少年障害者施設 保養所・ユースホステル 病院の小児病棟 学校の寄宿舎 児童養護施設 育児援助施設 福祉の家 社会教育的児童青少年援助相談
社会教育士 Sozialpädagogin/ Sozialpädagoge	資格の前提： - 専門単科大学で学ぶ資格(ギムナジウムか専門上級学校の12年間の課程ののち) - 社会的、社会教育的施設での2~3ヶ月の実習 教育：4~4.5年間。8ゼメスター(+1試験ゼメスター)と2ゼメスターの実習が、職場実習の入った7~8ゼメスター。教育は専門単科大学ないしゲザムトホッホシューレ。 資格：州認定の社会教育士資格ないしソーシャルワーカー資格(連邦統一の職業資格はない)	初等領域 青少年援助 家族援助 養護教育 余暇指導 中毒救済 一般的な社会福祉 健康相談 障害者福祉 老人福祉

(出典) Oberhuemer/Ulich (1997) 『Kinderbetreuung in Europa』 Beltz S.94

(表 1 2) 授業内容：2年間の学校教育の教科と時間数(バイエルン州の場合)

<p>必修科目</p>	<p>教育学 (160) 心理学 (160) 社会学 (80) ドイツ語 (160) 社会科 (80) 健康教育を含む生物学 (80) 養護教育学 (120) 文学とメディア教育学 (120) 法律学 (80) 宗派学や倫理学を含む神学/宗教教育学 (120)</p>	
<p>専門実習必修科目</p>	<p>実習と方法学習 (320) 美術 (160) 工作 (160) 音楽 (160) リトミック (40) 体育 (160) 社会教育学演習(大部分実習の形式) (400)</p>	
<p>選択必修科目 (合計 240 時間)</p>	<p>選択群 1 演習 - 宗教教育学 - 実習と方法学習 - 養護教育学</p>	<p>選択群 2 演習 - 文学とメディア教育学 - 美術、工作 - 体育 - 楽器を含む音楽 - 遊戯 - 劇遊び - リトミック</p>
<p>選択科目</p>	<p>専門単科大学卒業のための授業科目 - 英語 (160) - 生物学 (80) - 数学 (240) 以下合計で 240 - 楽器 - 家政学 - メディア教育学 - 話し方教育 - フランス語</p>	

(出典) Oberhuemer/Ulich (1997) 『Kinderbetreuung in Europa』 Beltz S.97